

## 令和7年度第3回長崎市男女共同参画審議会議事録

- 1 開催日時 令和8年2月10日(火) 15:30~17:00
- 2 開催場所 長崎市役所15階 中会議室(長崎市魚の町4番1号)
- 3 議題
  - (1) 第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の最終案について
  - (2) その他

### 【会長】

それでは議事に入る。議題の第3次長崎市男女共同参画計画の最終案について、事務局からの説明をお願いします。

### 【事務局】

～説明～

### 【会長】

ただいま事務局から説明があった、第3次長崎市男女共同参画計画後期行動計画の最終案について協議を行う。何かご意見やご質問はないか。

### 【委員】

資料2の1ページの取組番号86「困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援」と87「関係機関等と連携した支援体制の充実(支援内容の協議、情報交換等)」について、第2回審議会で庁内外の関係課や関係機関との連携を図りながら取り組んでいくことを分かりやすくできないかとの意見があった。例えば、取組番号27「市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進」のように関係課や関係機関を具体的に示し、他の機関と連携していくことが分かるような記載に変えることができないか。

また、資料2の2ページのパブリック・コメントでの意見と対応のうち、主要課題8「暴力の根絶」の「意見を踏まえた考え方」の性暴力の根絶についてだが、言葉の印象として暴力は殴られたとか蹴られたとかを思い浮かべる。性暴力については別のものとしてイメージする人が多いと感じている。例えば「あらゆる暴力の根絶」等、その他の様々な種類の暴力を全て包含しているという内容にした方が分かりやすく、意図が伝わるのではないか。

### 【会長】

第2回審議会の意見を反映して、取組内容86「困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援」の所管課は人権男女共同参画室だけでなく関係課の記載があってもいいのではないか。取組番号27「市が設置する審議会等の委員への女性の参画促進」の所管課は行政体制整備室と併記されていた関係課が最終案ではあえて削除されている。関係課と併記できないか。

**【事務局】**

資料2では所管課が人権男女共同参画室しか記載していないため伝わりにくいのだと思う。資料3の58ページの施策の方向18の本文に相談支援に関わる団体・機関・関係各課と連携して重層的な支援を行うと記載しているが、取組内容については整理上、人権男女共同参画室のみ記載している。計画の中でしっかり連携しながら重層的に取り組んでいく旨の記述を行っている。言葉だけ見ると「暴力の根絶」とひとまとめになっているが、計画の文書の中ではDV、性暴力被害等に対する支援を含め様々な暴力という意味で記載しているものとなる。

**【会長】**

今、事務局から説明があったが、他の委員はどう思うか。関係課の記載を入れるのか、入れないのか、ご意見をいただきたい。

**【委員】**

取組番号86「困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援」と87「関係機関等と連携した支援体制の充実（支援内容の協議、情報交換等）」に関しては、中心となるのが人権男女共同参画室で、関係機関と連携を図りながらいう内容がしっかり記載しているのであれば、なくてもいいと思う。主要課題8「暴力の根絶」の暴力に関しては、タイトルの役割として内容を表すものであると考え、最終案の本文の内容がDVから始まっているが、どのような状況であれ暴力の根絶を目指すという分かりやすいタイトルへの修正をご検討いただきたい。

**【事務局】**

今いただいたご意見について、もっともだと思う。タイトルが何を表すのかはやはり大事だと思うので、内容的にもご指摘のように検討させていただきたい。

**【会長】**

私個人としても主要課題8「暴力の根絶」に「あらゆる」と入れた方がいいと思う。皆さんどうか。

**【委員】**

同じ意見である。私たちが持っているイメージがまだ広がっていない状況では、性暴力というのが見た時にすぐ分かるよう、タイトルに「あらゆる」と入れた方がいいと思う。

**【会長】**

それではもう一度検討していただくということでもよろしいか。お願いします。

**【委員】**

資料2の取組番号86「困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援」について、例

例えば、自分が貧困で困った時に、この窓口へ相談に行けばいいなど分からないと思う。市役所のこの窓口行けば全てが解決することはない。最初はこの窓口で相談し、その先は資料2に記載している関係先があるように、それぞれ悩んでいることは違う。つなぎ先が子育てサポート課などあるが、最初是一个の窓口がいいと思う。複数書いてあったら分からない。一つの窓口から枝葉があった方が分かりやすいと思う。

#### 【会長】

取組番号86「困難な問題を抱える女性の相談窓口の設置及び支援」と87「関係機関等と連携した支援体制の充実（支援内容の協議、情報交換等）」の所管課は、人権男女共同参画室が窓口になるということに賛成だというご意見として受け取っていいか。他にご意見はないか。

#### 【委員】

1つ目は、資料3の31ページの主要指標2「男女共同参画推進センター主催講座の参加者数」が基準値よりも目標値が下がっているのはなぜなのか。2つ目は、41ページの「中核市における審議会等の女性委員の登用率」の表は長崎市が最小となっているのはなぜなのか。3点目は、実際に女性委員の登用率を上げるために具体的な取組みはどのようなことをしているのか、お聞きしたい。

#### 【事務局】

1点目の「男女共同参画推進センターの主催講座の参加者数」については、令和4年度は9,404人、5年度が11,372人、6年度が11,392人と増加している。令和6年度は包括的性教育の「性についての学習会」を学校で行っていることで参加者数が増加しているが、講座全体の分野のバランスをとって進めていく必要があるため、性についての学習会の実施数を調整した形で目標値を設定している。今後もバランスをとりながら実施したいと考えている。

2点目と3点目の質問については、審議会の女性委員の登用率が目標値40%に対して23.3%と中核市の中でも一番低い状況になっている。主要課題5「政策・方針等の立案及び決定の場への女性の参画拡大」で計画の中に組み込んでいるが、女性委員の割合が増えるようその審議会の委員を選定する際に様々な団体に女性を推薦するようお願いをしているが、女性がいる団体とそうでない団体など審議会の内容によって専門的な知見の分野で男性が多いという状況もある。今の状況がいい状況ではないと認識しており、所管課と連携して取組んでいく。

#### 【会長】

委員のご指摘は資料3の42ページの長崎市の女性管理職の率が低いということも含めていと思うが、これについても今後、資料3の44ページにある主要課題6「女性のエンパワーメントの推進」などを含めて様々な活動をしながらか登用率を上げていくということでの理解でよろしいか。

#### 【事務局】

市の女性職員の管理職への登用率については人事課が所管課となるが、後期行動計画では令和12年度に20.0%以上の目標値を設定している。人事戦略など採用や任用に向けた様々な取組みをしっかりと進めながら達成をめざしていくこととなると認識している。

#### 【委員】

資料2の2ページ取組番号17「学校教育における性教育の充実のため外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施」について、パブリック・コメントで出された意見に対して、「変更なし」となっているが、調査をして状況を把握するところまでを目標として、その調査結果を活かして実施を広めていくところまでは含まないのか。もし、調査結果を活かして学校教育で教育の充実を図るのであれば、それが分かるような取組内容にした方がいいのではないかと思った。どこまでを目標にしているのか。

#### 【会長】

資料3の37ページ取組番号17「学校教育における性教育の充実のため外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施」は、調査を実施し、取組みを行うということは記載しなくていいのか。

#### 【事務局】

今年度（令和7年度）から長崎市包括的性教育推進事業に取り組んでおり、性に関する教育をさらに推進している。調査に関しては「毎年アマランスの事業を活用しましたか」など性に関する事業調査を継続的に行っており、その調査結果をもとに推進している。令和7年度は、中学校に予算をいただき市内全中学校で講師を招聘できた。今後も同じように調査をするので、その調査結果をもとに包括的性教育を進めていきたい。

#### 【委員】

学校では、市の包括的性教育推進事業による予算を活用し、性教育を充実させることができた。ジェンダー平等教育、デートDV防止教育、性感染症など多様なジャンルを3年間で全て網羅することが理想だが、学校現場では時間的制約があるのが現状である。小規模校では年ごとにジャンルを変えて実施することが可能だが、大規模校では学年単位での実施になりやすく、講師の確保と予算の増加が課題である。これらの課題を踏まえた調査結果を活かしながら、学校教育を進めていく必要があると考えている。

#### 【会長】

私たちは今の説明で理解できるが、調査が主な目的のように思われる懸念がある。そこで、取組番号17は「外部講師の活用及び性教育に関する調査の実施」と「学校教育における性教育の充実」の順序を逆にし、性教育の充実を主目的とした表現に変更することは検討可能か。取組内容は同じだが、表現方法の工夫により目的の優先順位を明確にしたい

という提案である。

**【事務局】**

表現が難しいと思うが、取組番号 17 は取組内容の前後を入れ替えて、例えば「外部講師の活用及び性教育に関する調査を実施し、学校教育における性教育の充実に努める」など修正したい。

**【委員】**

毎年調査をして、令和 7 年度から推進事業も始まっているということであれば、調査で終わるのではなく、調査をした上で教育を充実させていく取り組みを既に実施しているということアピールしないともったいないと思う。ご検討いただければと思う。

**【委員】**

この予算化は、どの学校のどの学年でもできるような予算化をしているのか。申し出た学校だけとか、内容は学校の実態に沿って実施するということであるが、こういう内容に予算を使うようになど具体的なものはいいのか。予算化とは 3 学年でできる予算なのか。

**【事務局】**

各校に 1 名外部から必ず講師を呼べるということで、例えば全校で行う学校もあれば各学年に講師を呼ぶという学校もある。アマランスの事業や県の事業を活用する学校もあったり、学校独自で PTA 予算等を活用して講師を呼ぶ学校もあったり、様々な活動があるが、市としては市立中学校のどの学校も外部から最低限一人は必ず講師を呼べるという予算である。

**【委員】**

資料 2 の取組番号 21 「両親学級の開催」で「家族形態に配慮して対象者を妊婦とそのパートナーへ変更する」とある。私だけかもしれないが、「パートナー」という言葉のイメージが一般に「配偶者としてのパートナー」だという意識があるのか、「パートナー」であれば「配偶者ではない男の人」と捉えられないか。パートナーという言葉の市民の認識はどういうものなのかと思った。

**【会長】**

幹事会で指摘があったが審議会ではこの議論をしていない。対象を「妊婦とそのパートナー」へ変更することについてのご意見であるが、委員の皆さんはどう思うか。

**【委員】**

「パートナー」という言葉が流行しているが、私たちの世代では配偶者という感覚がある。しかし、今の時代に配偶者と言うと入籍していなければならぬと定義があるように感じる。私はパートナーという表現は曖昧で、言葉としてもどちらかといえば嫌だと感じ

るが、誰かに伝える場合には、配偶者よりパートナーというほうが全て含んでいる意味でいいと思う。様々な世代の方々に伝えるとしたら、全てが配偶者でなければいけないということではない。例えばパートナーとはそういうものであるという説明が一言入ればあまり違和感がない気がする。

#### 【委員】

パートナーというのか、事実婚など内縁関係もそうであるが、法律上婚姻関係が認められない同性のパートナーなどの多様性をこの計画が目指している中で、パートナーという言葉の方がいいのではないかという議論はこれまでの審議会の中でもあった。パートナーという表現はいいと思うが、先ほど委員が言われたように、パートナーは配偶者と違うのかという誤解を与えるということであれば、パートナー（配偶者を含む）など用語の工夫をするなど説明を入れればいいと思う。それでもパートナーと定義してその対象から漏れる人がある場合など誤解を与えそうなところだけ少し補完をするという形で、パートナーという表現でいいのではないかと思う。

#### 【事務局】

子育てサポート課に妊娠届を提出に来られる時に、最近は夫やパートナーと一緒に来られる方が多くなってきた。少し気になる方が来られた時には、私も妊娠届出を対応した職員に「あの方たちは結婚しているの」と聞くことがあるが、職員も「結婚しています」とか「パートナーの方です」と答える。私の年代は「配偶者」という認識だが、今の時代は「パートナー」という表現が使われており、窓口で対応する職員も同じなので、両親学級の対象者は「妊婦とそのパートナー」でいいと思うが、括弧書きで（配偶者を含む）等の分かりやすい表現にするといいと思った。

#### 【会長】

そのようにご検討いただくということで事務局の方からの答えと考えていいか。

#### 【委員】

資料3の57ページと58ページの「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」について、男女共同参画には子どもたちは対象としていないのか。子ども相談センターは、子ども、女性、男性など様々な相談があるが、子どもに対することが全く記載されていない。これでいいのか不思議に思った。また、57ページの上から4行目の「中でも女性をめぐる課題は生活困窮、性暴力」とあるが、「性暴力」のことか。訂正をお願いする。

#### 【会長】

子どもに関するというのは全体通してもないのか。子どもの性教育やひとり親家庭の支援については入っていると思うが、事務局から説明をお願いする。

#### 【事務局】

男女共同参画の範疇に子どもは含まれている。資料3の33ページに主要課題2「男女共同参画意識を高める教育学習の推進」を記載している。2段落目の「固定的な性別役割分担や性差に関する偏見・固定観念意識の思い込みなどは、幼少の頃から形成されており、誰にでも存在する」から次の段階の2行目「子どもの頃から男女平等意識を持ち、性別にとらわれず将来を見通した自己形成ができるような教育を行う必要があります」と記載して、子どもの頃から意識づけをする取組みが必要であるという認識の計画になっており、学校にも男女共同参画推進センターからの派遣講座を行っている。

**【会長】**

子どもの貧困に関しては別の施策があって、「男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援」は男女共同参画の視点に立った行動計画と理解しているが、委員が言われているのは、取組番号58に子どもに対する支援のことが書いてないということか。

**【委員】**

施策の方向16「DV（配偶者等からの暴力）対策の推進」、17「セクシュアル・ハラスメント等の対策の推進」、18「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」は対象者が女性であるが、DVなどがあった場合に親や別の人から子どもが被害に遭うということもありえると思う。だから、そう子どもへの支援は載せなくていいのかと思った。

**【会長】**

これに関して年齢は関係なく男女共同参画の中に子どもも含むということなのか。

**【事務局】**

施策の方向18「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」については、基本的にそういう困難を抱える方々が対象になってくると考えている。取組内容は資料3の58ページに掲載しており、取組番号58「ひとり親家庭の支援」を再掲で記載しているが、子どもも関わってくると思う。貧困等生活上の困難に直面する家庭環境にある方への支援が間接的にお子さんへのサポートに繋がる部分もあると思うが、基本的には大人と認識している。

**【委員】**

私に関わる育成協の子どもたちは、小学校、中学校、高校まで入るので、それまでを対象として認識している。だから子ども会も高校生までは入会できる。子ども会の入会は中学生までと言うけど、長崎市の子ども会育成連合会としては小学生から高校生の入会を受け付けている。だから、後期行動計画の中で子どもについての支援の記載がなかったから質問した。私だけではなくて皆さんもそういう感覚はないか。なぜ、ここに子どもへの取組みや支援のことがないのか少し不思議に思った。

**【会長】**

貴重なご指摘で今後の課題かと思う。他にご質問はないか

**【事務局】**

子どもについては令和6年度に長崎市子ども計画を策定した。皆さまもご存知のとおり、子ども基本法が施行され、子どもの定義が0歳から子どもが自立するまでに変更したという視点で策定した子ども計画に、支援を要する家庭の対応という項目があるが、その中で貧困やヤングケアラーの内容もあるのでご覧いただければと思う。

**【委員】**

子ども計画は県からもらっているが、市の男女共同参画計画に子どもに関して記載がないと思った。

**【会長】**

男女共同参画と子どもへの支援は連携していると思うが、この男女共同参画計画には子どもへの支援について詳しく書いていないという認識でいいか。他にご意見ご質問はないか。

**【委員】**

今の質問内容に付け加える。資料3の58ページの施策の方向18「貧困等生活上の困難に直面する女性等への支援」で、困難に直面する女性が多いという視点からこの文言になっていると理解はしているが、親からのケアを受けられなくて自立せざるを得なくなり困難に直面している子どもや、父子家庭で経済的困窮した状況に追い込まれている男性など、様々な人に対する支援を意識していると思うが、「女性」となってしまうと女性だけがピックアップされてしまい、成人女性だけが対象なのかとの印象と与えてしまう。子ども、男性、女性、成人かどうかであれ、誰でも困っている人には支援するということが分かるような文言の工夫を、今回間に合わなければ次回以降にでも検討したほうがいいと思う。

**【会長】**

事務局の方から何かあるか。取組番号86、87、88、58に、女性だけでなく包括的に支援するという表現を今後は考えていってほしいということだが、今回の計画はこれでもいいが、次の計画の策定の時にはその点も盛り込んでほしい。

**【事務局】**

ご指摘を受けて、改めてどういう関係性なのかという点で私どももお答えしかねる部分もあるが、男女共同参画計画の男女共同参画という概念の中に、明確な年齢の定義や制限がないのも承知している。一方で、国の計画などでは男女共同参画社会の実現を達成するために、子どもの世代からの教育や啓発が必要という位置づけがあり、ターゲットを明確にする必要があると思うが、今ご意見をいただいたように、誰でも対象にすると男女共同参画計画がかなり広範囲になってしまうので、その点については勉強させていただき、今回

の計画はこのように策定させていただければと思う。

**【会長】**

貴重な意見だと思うので今後の課題としてほしい。他にご意見はないか。

**【委員】**

「困難な問題を抱えている女性」への取組みについて、他の市町村では条例を策定しているところもあれば、長崎市のように男女共同参画計画の中に入っているところもある。男女共同参画なのに女性がピックアップされ、非常に目立つようになっていると思う。それぞれの市で国が決めた法律をどう施策に反映し、どこに組み込んで取組んでいくかという問題ですごく難しいと思う。子どもに対してという意見については、私は高校生や大学生と接する中で、困難さやデートDVを受けている状況を聞くことがある。長崎市は、DVの相談先はアマランス相談がメインで、そこから各関係部署と連携していくが、既にデートDVを受けているのに気付かず結婚し、困難な問題を抱える女性となってしまう人が非常に多いと感じる。高校生、大学生、学生に向けた調査の中で、2.5人に1人がデートDVを受けたことがあるという調査結果も出ているくらい、本当に子ども達にとっては身近な問題である。そういった状況で、DVに関する相談はアマランス相談にできるが、若い世代の相談先は全然なく、どこに相談したらいいか分からないことがある。若年者が私たちのような支援者に会った時に「実はこういうことがあって」という相談があり、「あ、それは困ったね、少し大変だったんじゃない」などの声掛けをして、必要な窓口に繋ぐことがある。市でも若年者が相談しやすい場所を明確にすると、子どもたちや大学生、高校生も相談しやすくなると思う。変更してほしいということではないが、今後検討していただければ嬉しく思う。

**【事務局】**

確かにご指摘のように、アマランス相談は様々な年齢層の方からのご相談があっているが、比較的中高年齢層の方がメインで若年層はほぼないという状況である。若年者が相談しやすくなる取組みを考えたい。

**【会長】**

そろそろ予定の時間も迫っているので、まとめに入る。

ご審議いただいた意見を反映させたものが最終案の答申案となり、答申の際には答申書を提出する。答申書には要望する点などを記載することもでき、過去の答申書にも記載があったので、これまでの審議の経過を踏まえ特に意見が集中した点を会長案としてまとめているが、ご意見はないか。

答申案への意見なし